

1 3 農業委員会

〔実施した施策・事業の内容及び成果並びに今後の目標及び課題〕

（農地調整グループ）

令和5年度は、減反政策での新たな課題等が累積し、更には、農地等の利用の最適化の推進に関する指針が制定され、農業を取り巻く諸問題及び農業委員会においては、こういった国の農業に関する数々の施策等により、ますます厳しさを増すばかりです。

そのような中で、那須烏山市農業委員会は農業委員及び農地利用最適化推進委員各々で、その目標達成のために活動してまいりました。また、農業委員と農地利用最適化推進委員とで案件決定の周知・情報共有を図るため、各月開催される農業委員会総会での案件の内容及び決定事項を農地利用最適化推進委員への報告会として各月で開催しました。

更に、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などにより、優良農地の確保と有効利用を図るべく、農地の売買や貸借・農地転用などに則り、農地の適正管理に努めるとともに、認定農業者などの意欲ある担い手への農地の利用集積の促進、適正な税制の普及啓発、農作業標準賃金表の作成等を実施し、地域農業担い手の育成確保に努めました。

農業委員・推進委員においては、委員の3年任期の最終年（任期は令和6年5月21日まで）でしたが、総会・報告会において活発な意見交換を行い、組織の充実や委員の資質向上に努め、農業委員会全体の活性化につなぐことができました。その他、優良農地の確保と有効利用を図るべく、農地の売買や貸借・農地転用など農地法に則り、農地の適正な管理に努めました。

最後に、農業を取り巻く情勢は、農地への激甚災害、高齢化・後継者不足等の問題から耕作放棄地の増大・鳥獣害対策等の諸問題に至るまで山積しており、更に、農地法及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月1日施行）による農業委員が実施しなければならない事項の法令化や税のインボイス制度の実施（令和5年10月）、また、農地の太陽光発電設備への乱転用等、農業委員会のその責務は毎年増大しています。

(1) 農業委員会会議開催状況

① 総 会	12回
② 運営委員会	2回
③ 農業振興・農地合同専門委員会	3回
④ 農地専門委員会	1回
⑤ 農地利用最適化推進委員報告会	11回

(2) 適正な土地利用の管理

農地法第3条、4条、5条を主とした受付、審査、進達等に努め関係諸法令との調整を図り、合理的な土地利用の適正な管理に努めました。

① 農地法関係事務処理状況（受付ベース）

内 容	件数	対象面積合計（㎡）
3条関係	52	171,162.52
4条関係	2	1,591.00
5条関係	45	52,654.74
事業計画変更申請	0	0
許可処分 of 取消し	0	0
許可申請 of 取下げ	3	3,032.00
18条関係（合意解約）	127	625,284.82
非農地証明	3	4,100.00
非農地通知	7	9,258.00
買受適格証明	0	0
許可 of 証明	4	2,435.00
転用事実確認証明	0	0
耕作証明	4	—
農業従事者証明	1	—
施行規則第29条第1号該当証明	0	0
3条の3第1項届け（相続等）	75	721,915.39
農地改良届け	1	27.00
空き家に付属した農地指定	2	2,777.00
空き家に付属した農地3条申請	3	4,735.00

②（一社）栃木県農業会議常設審議会聴取案件(3,000㎡以上の農地法4，5条農地転用の場合)

農地法第5条案件

・小倉地内（1箇所） 11,108㎡（田：8,999㎡：6筆、畑：2,109㎡：2筆）

⇒太陽光発電設備への農地転用

・曲畑地内（1箇所） 7,794㎡（田：7,794㎡：10筆）

⇒土地改良による盛土造成のため農地一時転用（3年）

合計 2箇所 **計 18,902㎡**（田：16,793㎡：16筆、畑：2,109㎡：2筆）

③ 地区別転用面積（許可ベース）

（単位：㎡）

区 分		住 宅	太陽光発電設備	その他	合 計
向 田 地 区	4 条	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 条	0.00	168.00	1,088.00	1,256.00
	合計	0.00	168.00	1,088.00	1,256.00
烏 山 地 区	4 条	0.00	0.00	1,571.00	1,571.00
	5 条	285.19	0.00	0.00	285.19
	合計	285.19	0.00	1,571.00	1,856.19
境 地 区	4 条	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 条	1,049.00	11,283.15	0.00	12,332.15
	合計	1,049.00	11,283.15	0.00	12,332.15
七 合 地 区	4 条	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 条	0.00	3,594.00	0.00	3,594.00
	合計	0.00	3,594.00	0.00	3,594.00
荒 川 地 区	4 条	0.00	0.00	0.00	0.00
	5 条	630.00	23,899.40	7,794.00	32,323.40
	合計	630.00	23,899.40	7,794.00	32,323.40
下 江 川 地 区	4 条	20.00	0.00	0.00	20.00
	5 条	845.00	1,933.00	86.00	2,864.00
	合計	865.00	1,933.00	86.00	2,884.00
全 市	4 条	20.00	0.00	1,571.00	1,591.00
	5 条	2,809.19	40,877.55	8,968.00	52,654.74
	合計	2,829.19	40,877.55	10,539.00	54,245.74

(3) 農地流動化（利用権設定）の推進（令和5年4月～令和6年3月公告）

○農業経営基盤強化促進事業（農用地利用集積）実績

	面積(㎡)	田(㎡)	畑(㎡)	渡人	受人
賃 貸 借	1,415,524	1,326,681	88,843	323	148
使 用 賃 借	103,980	79,925	24,055		
所有権移転	11,038	9,328	1,710	4	4
合 計	1,530,542	1,415,934	114,608	327	152

○同 中間管理権（中間管理機構扱い実績）令和6年3月まで

	面積(㎡)	田(㎡)	畑(㎡)	渡人	受人
賃 貸 借	80,668	76,848	3,820	24	2
使 用 賃 借	0	0	0		
合 計	80,668	76,848	3,820	24	2

(4) 農地利用状況調査（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査）及び農地パトロール

○市内すべての農地を対象に利用状況を実施し耕作放棄地の把握に努め、農地の有効利用を徹底するよう必要な措置を講じました。（市内全域：令和5年7月18日～8月4日）

・令和5年度農地利用状況調査結果より

		全 体		区分1（緑）		区分2（黄・赤）	
		筆 数	面積（㎡）	筆 数	面積（㎡）	筆 数	面積（㎡）
計		2,802	3,027,357.94	805	797,060	1,997	2,230,297.94
内 訳	田	856	680,143.15	290	248,762	566	431,381.15
	畑	1,946	2,347,214.79	515	548,298	1,431	1,798,916.79

※参考：令和4年度分

○（市内全域：令和4年7月19日～8月5日）

・令和4年度農地利用状況調査結果より

		全 体		区分1（緑）		区分2（黄・赤）	
		筆 数	面積（㎡）	筆 数	面積（㎡）	筆 数	面積（㎡）
計		2,935	3,097,119	916	858,675	2,019	2,238,444
内 訳	田	819	680,940	331	297,063	488	383,877
	畑	2,116	2,416,179	585	561,612	1,531	1,854,567

(5) 国有農地関係

農地法及び農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理事務処理要領により、国有農地の適正な管理及び処分の推進を図りました。

国有農地管理状況

（単位：㎡）

貸 付 地		未貸付地		合 計	
件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
0	0	2	1,430	2	1,430

(6) 税制の普及指導

① 生前一括贈与

農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から助成する観点から贈与税の納税猶予制度が設けられており、令和6年3月31日現在8名が納税猶予の特例を受けています。そのため、特例適用者の継続申告等の指導・相談等、農業後継者の確保、農家経営の安定に努めました。

ア 新規申告者	0名
イ 継続申告者	1名
ウ 死亡による免除届	1名

② 農業青色申告会

簿記を採用することにより経営内容の明瞭化、改善を図りつつ安定した経営にあたり、併せて所得税の青色申告制度の利点を活用した適正な納税に努めました。また、記帳指導会をはじめ、研修会の実施と新規会員の加入促進を図りました。

ア 会 員 数	145名
イ 指導会回数	4 回
ウ 農業簿記パソコン講習会（市認定農業者協議会共催）	5 回

(7) 農業者年金

農業就業者の生活安定と健全なる農業経営の推進を図るため、農業者年金の受給に関する事務及び加入促進を行いました。

- ① 農業者年金（経営移譲年金） 裁定請求件数 0 件
- ② 農業者年金（老齢年金） 裁定請求件数 1 件
- ③ 新農業者年金（特例付加年金） 裁定請求件数 0 件
- ④ 新農業者年金（老齢年金） 裁定請求件数 1 件
- ⑤ 農業者年金（新規加入者） 裁定請求件数 0 件
- ⑥ 農業者年金（支給停止） 裁定請求件数 0 件
- ⑦ 農業者年金（再取得） 裁定請求件数 0 件
- ⑧ 農業者年金加入状況 (令和6年3月31日現在)

待 期 者 数		加 入 者	
旧年金	新年金	通常加入	政策支援
2 人	3 人	23人	3 人

(8) 農業用軽油免税証の交付

農業者の経費の軽減のため、農業用軽油免税証の窓口交付を行いました。

新 規	継続・更新	合 計
14件	302件	316件

(9) 情報活動

① 系統機関紙「全国農業新聞」の普及促進

全国農業新聞購読者数（令和6年3月現在） 79戸

② 農地の賃借料情報の作成及び配付

窓口配布及びJAに依頼し各農家に配付

(10) 那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の設定

この基準は、人口減少や農業従事者の高齢化により、担い手が不足し、遊休農地が増加する那須烏山市内の農業振興地域において、新規就農、定住・移住の促進及び遊休農地の解消を図るため、

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき定める農地等の権利移動の制限に関する別段面積並びに那須烏山市内空き家等情報バンク制度実施規程の規定に基づき、登録された空き家に付属した農地に係る農地法第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いに関し必要な事項を次のように定めたものです。（令和2年1月1日施行）

① 別段の面積について

指定地域	設定面積 (下限面積)	備考
市内全域（下記の地域を除く）	30 a	
大木須、小木須、横枕、大沢、小原沢	20 a	

② 那須烏山市空き家等情報バンク制度に登録してある農地付物件の農地について

指定地域	設定面積 (上限面積)	備考
市内全域（下記の地域を除く）	30 a 未満	農業委員会が別に定める 要件を満たすものに限る
大木須、小木須、横枕、大沢、小原沢	20 a 未満	

※農地法施行規則第17条第2項に定める別段の面積の基準に照らして別段の面積を設定したものです。

③ 令和5年度実績

・ 空き家に付属した農地指定	<u>2件</u>	<u>3筆</u>	<u>2,777.00m²</u>
うち 地目 田	1筆	825.00m ²	
畑	2筆	1,952.00m ²	
・ 農地付き空き家 3条申請許可件数	<u>3件</u>	<u>4筆</u>	<u>4,735.00m²</u>